



平成 27 年 4 月 24 日
自動車局

道路運送車両の保安基準、道路運送車両法施行規則等の
一部改正等に係る意見募集について

— セグウェイなど搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業の全国展開 —

セグウェイなどの「搭乗型移動支援ロボット」については、高齢社会の進展への対応や地球温暖化対策の推進等に資することなどから、日常生活での近距離の移動手段として開発・普及への期待が高まっています。しかしながら、現行制度においては、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく自動車又は原動機付自転車の保安基準が適用され、これを満たさなければ、公道で運行の用に供することができません。

このため、つくば市等では、平成 23 年 6 月より、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）の特例制度を活用して、一定の要件を満たす搭乗型移動支援ロボットについて、必要となる安全措置を講じた上で、道路運送車両の保安基準などの特例を設けることにより、公道実証実験事業が行われているところです。

つくば市等における 3 年間の事業の結果、本特例措置の実施による弊害は認められなかったことから、平成 27 年 3 月 26 日、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、つくば市等における搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業に関する特例措置を全国へ展開すべきとの評価意見案が報告されました。

これを踏まえ、今般、つくば市等において行われている搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業を、同様の内容・要件にて全国展開が可能となるよう、道路運送車両の保安基準、道路運送車両法施行規則等について所要の改正等を行うこととします。

つきましては、本改正等に対するご意見を別紙意見公募要領のとおり募集します。

問い合わせ先：

自動車局技術政策課 村井、笠井、宮下
03-5253-8111（内線 42255）
03-5253-8591（直通）
03-5253-1639（FAX）

<意見公募要領>

1. 意見募集対象

道路運送車両の保安基準、道路運送車両法施行規則等の一部改正等について(別紙の事項)

2. 意見送付要領

住所、氏名、職業(会社名又は所属団体名)、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

(1) ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-5253-1640

国土交通省自動車局技術政策課 あて

ファクシミリでのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

(2) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局技術政策課 あて

郵送でのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス：g_TPB_GAB_GKK_KGY@mlit.go.jp

国土交通省自動車局技術政策課 あて

電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。

3. 意見募集期限

平成27年4月24日から平成27年5月25日まで(※必着)

4. 注意事項

頂いた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

また、電話によるご意見への対応、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めその旨ご了解願います。

意見提出様式例

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理由)